

東京都公報

発行
東京都

目次

36

告示

- 建設業許可申請手数料等の収納委託……………一
……………（都市整備局市街地建築部建設業課）……………一
- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……………二
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）……………二
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……………二
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………二
- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………二
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……………二
- 東京都清瀬喜望園の使用料及び手数料の徴収委託……………三
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……………三
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………三
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……………四
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料……………四

- 徴収委託……………四
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………四
……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………四
- 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……………四
……………（同）……………四
- 東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……………五
……………（福祉保健局多摩府中保健所企画調整課）……………五
- 東京都立駒込病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………八
……………（病院経営本部経営企画部総務課）……………八
- 東京都立墨東病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………八
……………（同）……………八
- 東京都立小児総合医療センターの病児・病後児保育室の利用料の収納委託……………八
……………（同）……………八
- 東京都立病院の使用料等の収納委託（六件）……………八
……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………八
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………二〇
……………（産業労働局農林水産部調整課）……………二〇
- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………二〇
……………（同）……………二〇
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………二〇
……………（産業労働局雇用就業部就業推進課）……………二〇
- 東京都国分寺労政会館使用料の徴収委託……………二〇
……………（産業労働局労働相談情報センター事業普及課）……………二〇
- 東京都八王子労政会館使用料の徴収委託……………二二
……………（同）……………二二
- 東京都南部労政会館使用料の徴収委託……………二二
……………（同）……………二二

告示

●東京都告示第五百四号
建設業許可申請手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条

第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
令和四年四月一日
東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ヒューマンリソシア株式会社

(二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託に係る手数料

手数料の名称 根拠規定

建設業及び解体工事業 東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）第二十条第一号及び同条第四号

建設業許可申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）別表一の部第四の款一の項

建設業許可更新申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款二の項

経営規模等評価手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款六の項

総合評定値通知手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款七の項

経営状況分析手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第四の款八の項

浄化槽工事業者登録申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款一の項

浄化槽工事業者更新登録申請手数料 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款二の項

浄化槽工事業者登録簿 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款三の項

浄化槽工事業者登録簿 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第五の款三の項

閲覧手数料 例別表一の部第五の款四の項
 解体工事業者登録申請 東京都都市整備局関係手数料条
 手数料 例別表一の部第十の款一の項
 解体工事業者登録更新 東京都都市整備局関係手数料条
 申請手数料 例別表一の部第十の款二の項
 建設業許可の申請、変 東京都事務手数料条例第二条第
 更の届出等に係る書類 十二号
 又はこれらの写しの閲 覧手数料

●東京都告示第五百五号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東
 京都条例第五十二号）別表に規定する東京都障害者支援施
 設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同
 条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方
 自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八
 条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和四年四月一日

委託した相手方 東京都知事 小 池 百合子
 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 令和四年四月一日
 都福祉保健財団 取りまとめ から令和五年三月
 新宿区西新宿二丁 三十一日まで
 目七番一号
 みずほファクター 口座振替による使 同右
 株式会社 用料の徴収
 千代田区丸の内一
 丁目六番二号 新
 丸の内センタービ
 ルディング七階

●東京都告示第五百六号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三
 十九号）別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設にお
 いて徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使
 用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二
 十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、
 次のとおり委託したので告示する。
 令和四年四月一日

委託した相手方 東京都知事 小 池 百合子
 委託内容 委託期間

公益財団法人東京 使用料徴収事務の 令和四年四月一日
 都福祉保健財団 取りまとめ から令和五年三月
 新宿区西新宿二丁 三十一日まで
 目七番一号
 みずほファクター 口座振替による使 同右
 株式会社 用料の徴収
 千代田区丸の内一
 丁目六番二号 新
 丸の内センタービ
 ルディング七階

●東京都告示第五百七号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三
 十九号）別表に規定する東京都東村山福祉園において診療
 を受ける者から徴収する同条例第四条第三項から第五項ま
 でに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五
 八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示
 する。
 令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号
- 二 委託期間
 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東
 京都条例第五十二号）別表に規定する東京都八王子福祉園
 において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項
 第一号ロ、同項第二号並びに同条例第三項及び第四項に規定
 する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治
 法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一
 項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。
 令和四年四月一日

委託した相手方 東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号
- 二 委託期間
 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九号

東京都児童福祉施設条例（昭和三十九年東京都条例第三
 十九号）別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例
 （平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東
 京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京

都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- (二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十号

東京都障害者支援施設等に関する条例（平成二十二年東京都条例第五十二号）別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 社会福祉法人まりも会
- (二) 所在地 小平市上水南町四丁目七番四十五号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十一号

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）第一条第二項に規定する東京都立北療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

- 委託した相手方
- 委託期間
- 委託時間

株式会社ニチイ学館 令和四年四月一日から土曜日
 千代田区神田駿河台二丁目九番地 三十一日まで
 令和五年三月まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）
 午前八時三十分から午後五時三十分（土曜日にあっては、午後零時四十分）まで

二 城南分園に係る事務

- 委託した相手方
- 委託期間
- 委託時間

株式会社セノン 令和四年四月一日 月曜日から土曜日

新宿区西新宿二丁目一番一号 から令和五年三月三十一日まで
 まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）
 午前八時三十分から午後五時十五分（土曜日にあっては、午後零時十五分）まで

三 城北分園に係る事務

- 委託した相手方
- 委託期間
- 委託時間

株式会社セノン 令和四年四月一日から土曜日
 新宿区西新宿二丁目一番一号 から令和五年三月三十一日まで
 まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）
 午前八時四十五分から午後五時四十五分まで（土曜日にあっては、午前八時三十分から午後零時三十分まで）

●東京都告示第五百十二号

東京都立療育センター条例（昭和四十三年東京都条例第二十五号）第一条第二項に規定する東京都立府中療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第

十六号) 第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社ニチイ学館 令和四年四月一日 月曜日から土曜日
千代田区神田駿河台二丁目九番地 から令和五年三月 まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時三十分から午後五時四十五分(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第五百十三号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を

守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十四号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を
守る会

(二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

り委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン 令和四年四月一日 月曜日から金曜日
新宿区西新宿二丁目一番一号 から令和五年三月 まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)
午前八時三十分から午後五時十五分まで

●東京都告示第五百十六号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セラム 令和四年四月一日 月曜日から金曜日

愛知県名古屋市北から令和五年三月
区大曾根一丁目二 三十一日まで
十六番二十三号三 和二十三年法律第
栄ビル二階 百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。) 午
前八時四十五分
から午後五時十五
分まで

まで(国民の祝日
に関する法律(昭
和二十三年法律第
百七十八号)に規
定する休日、十二
月二十九日から同
月三十一日まで、
一月二日及び同月
三日を除く。) 午
前八時四十五分
から午後五時十五
分まで

●東京都告示第五百十七号

保健所の設置等に関する条例(昭和二十三年東京都条例
第二百二十八号)別表に規定する東京都多摩府中保健所を利
用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務に
ついては、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六
号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託
したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 有限会社スポーツ・ファンダメンタルズ
 - (二) 所在地 目黒区洗足二丁目二十六番八号
- 二 委託期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 三 委託する手数料等
別表のとおり

別表

番号	手数料等の名称	種 別	定
1	調理師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例(平成12年東京都条例第97号)別表二の項イ	
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ハ	
3	調理師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二の項ニ	
4	製菓衛生師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項イ	
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ハ	
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表三の項ニ	
7	受給調節実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項イ	
8	受給調節実地指導員補職交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ロ	
9	受給調節実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ハ	
10	受給調節実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ニ	
11	受給調節実地指導員補職再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表四の項ホ	
12	理容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表五の項イ	
13	美容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表六の項イ	
14	温泉利用許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項イ	
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表七の項ロ	
16	旅館業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項イ	
17	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表八の項ロ	
18	浴場業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表九の項イ	
19	クリーニング師検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項イ	
20	クリーニング師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ロ	
21	クリーニング師免許証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ニ	
22	クリーニング師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十の項ホ	
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ハ	
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヘ	
25	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト	
26	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ト	
27	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ	
28	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ	
29	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ	
30	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項リ	
31	魚介類譲り売り営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヌ	
32	魚介類譲り売り営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヌ	

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
33	集乳業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
34	集乳業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ル
35	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ
36	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ
37	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ
38	特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヲ
39	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
40	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項カ
41	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヨ
42	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヨ
43	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
44	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項タ
45	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
46	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項シ
47	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
48	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ニ
49	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
50	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ツ
51	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ネ
52	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ネ
53	水産製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
54	水産製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ホ
55	水産製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
56	水産製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ウ
57	液卵製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ム
58	液卵製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ム
59	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
60	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ
61	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ
62	みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ
63	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
64	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
65	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
66	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項オ
67	納豆製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
68	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
69	麺類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
70	麺類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ
71	そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヱ
72	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヱ
73	複合型そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
74	複合型そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ケ
75	冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
76	冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項コ
77	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
78	複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク
79	漬物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
80	漬物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項工
81	密閉包装食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
82	密閉包装食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項チ
83	食品の小分け業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項テ
84	食品の小分け業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項テ
85	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
86	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項セ
87	食鳥処理事業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ
88	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ロ
89	食鳥検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ホ
90	確認規程認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ
91	確認規程変更認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ト
92	病院開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ
93	診療所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ
94	助産所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ
95	病院検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ニ
96	診療所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ
97	助産所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ
98	死体保存許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ

番号	手数料等の名称	根拠規	定
99	診療エックス線技師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十八の項イ	
100	診療エックス線技師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十八の項ロ	
101	衛生検査所登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項イ	
102	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項ロ	
103	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項ハ	
104	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第十九の項ニ	
105	准看護師の免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項イ	
106	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項子	
107	准看護師免許証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項リ	
108	助産婦名簿簿本交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ヌ	
109	保健婦免状書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ル	
110	看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ヲ	
111	保健婦免状再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項ワ	
112	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十の項カ	
113	毒物劇物販売業の登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ハ	
114	毒物劇物販売業の登録更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ニ	
115	毒物劇物販売業の登録書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ヘ	
116	毒物劇物販売業の登録簿再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十二の項ト	
117	麻薬小売業者免許申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十四の項ロ	
118	麻薬小売業者免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十四の項ヌ	
119	薬局開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項イ	
120	薬局開設許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ロ	
121	医薬品販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ト	
122	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項チ	
123	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ヲ	
124	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ワ	
125	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ク	
126	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項シ	
127	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ジ	
128	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ツ	
129	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ホ	
130	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ナ	
131	薬局製造販売医薬品製造販売業目承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ラ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
132	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ム	
133	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項カ	
134	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項キ	
135	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ク	
136	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第二十五の項ケ	
137	興行場営業許可申請手数料	興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年東京都条例第84号)第4条	
138	プール等営業許可申請手数料	プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条	
139	ふぐ取扱所認証書申請手数料	東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第19条第1項第5号	
140	ふぐ取扱所認証書再交付申請手数料	東京都ふぐの取扱い規制条例第19条第1項第6号	
141	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条	
142	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条	

●東京都告示第五百十八号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第三条第六項に規定する東京都立駒込病院の病児保育事業 を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事 務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法 施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十六条の四第 一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した 相手方 委託期間 委託時間 委託場所

特定非営利活 令和四年 月曜日から金曜日 東京都立駒 動法人フロア 四月一日 まで(国民の祝日 込病院保育 レンズ から同年 に関する法律(昭 棟二階 千代田区神田 六月三十 和二十三年法律第 神保町一丁目 日まで 百七十八号)に規 定する休日を除 十四番一号 午) 午前八時三十分か ら午後五時三十分 まで

●東京都告示第五百十九号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業 を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事 務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法 施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二十六条の四第 一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

委託した 相手方 委託期間 委託時間 委託場所

ライクアカデ 令和四年 月曜日から金曜日 東京都立墨 ミー株式会社 四月一日 まで(国民の祝日 東病院保育 渋谷区道玄坂 から同年 に関する法律(昭 棟二階 一丁目十二番 六月三十 和二十三年法律第 一七十八号)に規 定する休日を除 午) 午前八時三十分か ら午後六時まで

●東京都告示第五百二十号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第三条第六項に規定する東京都立小児総合医療センターの 病児保育事業を利用する者から徴収する当該事業に係る費 用の収納の事務については、次のとおり委託したので、地 方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第二 十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した 相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社テン 令和四年 月曜日から金曜日 東京都立小 ダーラビング 四月一日 まで(国民の祝日 児総合医療 ケアサービス から同年 に関する法律(昭 センター病 中央区銀座三 六月三十 和二十三年法律第 一七十八号)に規 定する休日を除 午) 午前八時三十分か ら午後六時まで

●東京都告示第五百二十一号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者か ら徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり 委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令 第四百三三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した 相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチ 令和四年 一 日曜日及び国 東京都立広 イ学館 四月一日 民の祝日に関す 尾病院 千代田区神田 から同年 に関する法律(昭和二 駿河台二丁目 六月三十 十三年法律第百 七十八号)に規 定する休日 午) 午前八時三十 分から翌日午前 八時三十分まで 二 一以外の日 午後五時(土 曜日)にあっては、 午後零時三十 分)から翌日午 前八時三十分ま まで

●東京都告示第五百二十一号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者か ら徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり 委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令 第四百三三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した 相手方 委託期間 委託時間 委託場所

太平ビルサー 令和四年 月曜日から土曜日 東京都立広 ビス株式会社 四月一日 まで(国民の祝日 尾病院 新宿区西新宿 から同年 に関する法律に規 定する休日を除 午) 午前八時三十分か ら午後五時(土曜 日)にあっては、午 後零時三十分)ま まで

●東京都告示第五百二十二号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立大塚病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和四年 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日 午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで 二 一以外の日 午後五時(土曜日にあつては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで 東京都立大塚病院本館

株式会社ニチイ学館 令和四年 四月一日から同年六月三十日まで 東京都立大塚病院外来別館

株式会社アヴ 令和四年 月曜日から土曜日 東京都立大

アンティスタツフ 四月一日から同年六月三十日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 塚病院本館

午前八時三十分から午後五時(土曜日にあつては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第五百二十三号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立墨東病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日 東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和四年 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日 午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで 二 一以外の日 午後五時十五分(土曜日にあつては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで 東京都立墨東病院

株式会社ニチイ学館 令和四年 四月一日から土曜日 東京都立墨東病院

千代田区神田 九番地 六月三十日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) 塚病院本館

午前八時三十分から午後五時十五分まで

●東京都告示第五百二十四号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立神経病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日 東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和四年 四月一日から同年六月三十日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。) 東京都立神経病院

午前八時三十分から午後五時(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

●東京都告示第五百二十五号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成十七年東京都条例第百五十七号)による改正前の東京都立病院条例

(昭和三十六年東京都条例第十三号) 第一条第二項に規定する東京都立荏原病院を利用した者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方	委託期間	委託時間	委託場所
---------	------	------	------

株式会社メデアイカル・プラネット	令和四年四月一日から同年六月三十日まで	月曜日から土曜日(国民の祝日)まで	公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院
------------------	---------------------	-------------------	---------------------

午前八時四十五分から午後五時(土曜日)までは、午後零時三十分まで

●東京都告示第五百二十六号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成二十年東京都条例第二百二十号)による改正前の東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立豊島病院を利用した者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三十三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方	委託期間	委託時間	委託場所
---------	------	------	------

株式会社エヌデー	令和四年四月一日から同年六月三十日まで	月曜日から土曜日(国民の祝日)まで	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院
----------	---------------------	-------------------	---------------------

午前八時三十分から午後五時(土曜日)までは、午後零時三十分まで

●東京都告示第五百二十七号

東京都農業関係試験等手数料条例(平成十七年東京都条例第七十二号)に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団
- (二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号
- 二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十八号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年東京都規則第四百十五号)に規定する貸付金償還金の徴収の事務

については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- (二) 所在地 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号
- 二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百二十九号

東京都しごとセンター条例(平成八年東京都条例第六十一号)第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 委託した相手方
- (一) 名称 公益財団法人東京しごと財団
- (二) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号
- 二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

●東京都告示第五百三十号

東京都労政会館設置及び管理に関する条例(昭和二十八年東京都条例第五十四号)第八条第一項に規定する使用者

から徴収する労政会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社スペースイ

(二) 所在地 文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 委託期間

令和四年四月一日から同年九月三十日まで

三 委託施設

東京都国分寺労政会館

●東京都告示第五百三十一号

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アーバン環境管理事業協同組合

(二) 所在地 世田谷区南烏山五丁目二十九番七号アーバン・ロイヤル・パレスB一―一号室

二 委託期間

令和四年四月一日から同年九月三十日まで

三 委託施設
東京都八王子労政会館

●東京都告示第五百三十二号

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設及び附帯設備使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和四年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社富士保安警備

(二) 所在地 墨田区両国二丁目十六番五号

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都南部労政会館

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

